

自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）

1. (自動継続)

- (1) この貯金は、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間のスーパー定期貯金に自動的に継続します。
 (2) この貯金の継続後の利率は、継続日における組合所定の利率とします。ただし、この貯金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
 (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日までにその旨を当店に申し出ください。この申出があったときは、この貯金は満期日以降に払戻し支払います。

2. (証券類の受け入れ)

- (1) 小口金などの他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2) お預け入れの通帳預金の不満額よりも受け入れた証券類の金額より多くなったときは貯金になります。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳預金のときは、その金額を通帳の残高へ記載を取消したうえ、この貯金が証券扱いのときは、この貯金の監督書を引換えに、当店で返却します。

3. (証券類の受け入れ)

- (1) この貯金の利息は、預入日（継続したときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（継続後の貯金については前記第1条第2項の利率。以下、これらを「定期約定利率」といいます。）によって計算し、中間利払日（以下、「中間利払日」といいます。）に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日数および通帳または証書記載の中間利払日（継続後の貯金の中間利払日）は、継続後の貯金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下、「中間利払額」といいます。）と、中間利払の一部である中間利払日（以下、「中間利払定期貯金」といいます。）に支払います。なお、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日数および通帳または証書記載の中間利払日（以下、「中間利払定期貯金」といいます。）に支払います。

(2) 中間利払日（中間利払日が複数ある場合は各中間利払定期の合計額）を差引いた利息の残額（以下、「満期利払利息」といいます。）は、満期日に支払います。

- (3) この貯金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

② 自動継続スーパー定期貯金2年中の中間利払利息および満期利払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取り扱います。

A 貯金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座に入金します。

B 中間利払日を定期貯金とする場合には、中間利払日ごとに自動継続スーパー定期貯金2年ものと満期日を同じにするスーパー定期貯金（以下、「中間利払定期貯金」といいます。）として、その利率は、中間利払日における組合所定の利率を適用します。満期利払利息は満期日に元金に組入れて継続します。

③ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の中間利払利息は、中間利払日ごとに指定口座に入金します。また、満期利払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

④ 利用を指定口座に入金でき現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。

(3) 継続を停止した場合この貯金の利息（「中間利払利息を除きます。」）は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日との前までの日数および解約日または書替継続日における普通貯金の利率によって計算します。

(4) 当組合がやむを得ないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合は、並びに第4条第3項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下、「同じく」といいます。）から解約日の前までの日数および次の預入日に応じた利払（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、期限前解約利息が支附されている場合には、その支払額（中間利払定期が複数ある場合は各中間利払定期の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前までの日を満期日としたこの貯金の場合

A 6か月末満解約日ににおける普通貯金の利率

B 6か月以上1年未満約定利率×50%

C 1年以上3年未満約定利率×70%

② 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合

A 6か月末満解約日ににおける普通貯金の利率

B 6か月以上1年未満約定利率×40%

C 1年以上1年6か月未満約定利率×50%

D 1年6か月以上2年未満約定利率×60%

E 2年以上3年未満約定利率×70%

③ 預入日の3年後の応当日の翌日から預入日の4年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の場合

A 6か月末満解約日ににおける普通貯金の利率

B 6か月以上1年未満約定利率×10%または解約日ににおける普通貯金の利率のうち、いずれか低い利率

C 1年以上2年未満約定利率×20%または解約日ににおける普通貯金の利率のうち、いずれか低い利率

D 2年以上3年未満約定利率×30%

E 3年以上4年未満約定利率×50%

④ 預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の場合

A 6か月末満解約日ににおける普通貯金の利率

B 6か月以上2年未満約定利率×10%または解約日ににおける普通貯金の利率のうち、いずれか低い利率

C 2年以上3年未満約定利率×20%

D 3年以上4年未満約定利率×30%

E 5年以上6年未満約定利率×70%

⑤ この貯金の預入利率は1円とし、1年を365日として割り計算します。

4. (貯金の解約・書替継続)

- (1) この貯金を解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。

(2) 前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて当組合が権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認の手続による手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

(3) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができます。第1号、第2号AからFまたは第3号AからEのいずれにも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号のいずれにも該当し、貯金者との取引を継続することができない場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。

① 他の貯金が開設申込時に表明した銀行、確約に関する虚偽の申告をしたことが判明した場合

A 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

B 紛糾団員

C 紛糾団構成員

D 紛糾団関係企業

E 組合会等・社会運動等標榜ばうごまとは特殊知能暴力集団等

F その他前各号に準ずる者

② 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A 要素的効率的

B 法的な責任を超えた不当な要求行為

C 取引に関して、脅迫的な言動をなし、または暴力を用いる行為

D 風誂を流布し、偽証を利用または威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する等の行為

E 他の貯金各号に準ずるる行為

5. (届出事項の変更・通帳・証書の再発行等)

- (1) 通帳・証書や印影を失ったとき、または、印影、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出ください。

(2) 前項の印影、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当組合に過失がある場合を除き、当組合は責任を負いません。

(3) 通帳・証書または印影を失ったこの貯金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

6. (成年後見人の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人の氏名その他必要な事項を書面によって當店に届出ください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって當店に届出ください。

(3) 通帳・証書または印影を失ったこの貯金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(4) 前3項の届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

7. (印影窓)

- 定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、払戻請求書、諸説その他の書類に使用された印影を届出の印影と相当の注意をもって照合し、相違がないものと認め取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事があつてもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された生じた損害、証書を用いて行なわれた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

(5) (盗難・強制執行による払戻し等)

(1) 貯金者が、他人の場合は、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「不正な払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組合に付てて該当払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。

① 通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知により

② 当組合の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること

③ 当組合に対し、検査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむをえない事実があることを証明する場合は、30日以内にその通知が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額および手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を前条本文にかかるわざ浦上するものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項に該当する場合は、通帳・証書が盗取された日以後に行われた場合には、当組合は、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(5) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(6) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(7) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(8) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(9) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(10) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(11) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(12) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(13) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(14) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(15) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(16) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(17) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(18) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(19) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(20) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(21) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(22) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(23) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(24) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(25) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(26) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(27) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(28) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(29) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(30) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(31) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(32) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(33) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(34) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(35) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(36) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(37) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(38) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(39) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(40) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(41) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(42) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(43) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(44) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(45) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(46) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(47) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(48) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(49) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(50) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(51) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(52) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(53) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(54) 第2項の規定にかかるわざ浦上する約定利息ならびに手数料に相当する金額と、(以下、「不正な払戻し」といいます。)を最初の10日（以下、「最初の10日」といいます。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、